



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イングランドにおける司教補佐の代行者委任（上）：1198年から1471年まで
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 39(3), 91-116
Issue Date	1991-03-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33572
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(3)_PL91-116.pdf



イングランドにおける 司教補佐の代行者委任

—— 1198 年から 1471 年まで ——

(上)

東 出 功

《はじめに》

本稿で“司教補佐”とは“archdeacon (←archidiaconus)”の訳語である。この語彙は一般に“大助祭”“助祭長”などと訳されているが、筆者はこれまで下記の一連の拙稿において、あえて“司教補佐”という訳語を採用してきた。

(1) 「ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政」

上・中・下『北海道大学文学部紀要』36 の 1, 36 の 2, 37 の 1 (1988 年)

(2) 「中世イギリスの“王立自由礼拝所”——J・H・デントンの所説に関する覚書」

上・下『北海道大学文学部紀要』37 の 2, 38 の 1 (1989 年)

(3) 「〈再説〉ロンドン聖マルティヌス大聖堂——J・H・デントンの所説に関する覚書」『北海道大学文学部紀要』38 の 2 (1990 年)

(4) 「イングランドの“司教補佐”——1300 年から 1541 年まで」

上・中・下『北海道大学文学部紀要』38 の 3, 39 の 1, 39 の 2 (1990 年)

アルキ (大) ディアコーヌス (助祭) が何故“司教補佐”か。この訳語の選択の理由については、すでに拙稿 (4) の最終節で詳細に述べているので、ここでは要点を反復するだけに留める。

○ 第 1 点 アルキ (大) ディアコーヌス (助祭) と呼ばれるものの大半は

品級において“助祭”ではなく、むしろ“司祭”かと推定される。

- 第2点 ディアコーヌス(助祭)の語義は“司祭”の補佐役であろうが、アルキディアコーヌスとは単なる“司祭”の補佐役ではなく、いわば“筆頭司祭”としての司教の補佐役であり、アルキ(大)という接頭辞はこのばあい司教直属の身分を意味するものと考えられる。

要するに“司教補佐”とは、品級としての“助祭”の印象を過度に強調せず、その一方では司教直属の関係を明示したい、という趣旨の訳語であった。

では司教補佐の“聖務代行”とはどのような意味か。また司教補佐に關して“代行者委任”が問題になるのは何故か。その点の説明に先だって、本稿と前稿(4)との副題における上限・下限の差異に言及しておきたい。前稿(4)の“1300年から1541年まで”とは、次の文献の収録期間に対応するものであった。

- ◎ John le Neve, *Fast Ecclesiae Anglicanae 1300-1541*, 12 vols.

以下これを『聖職者目録』と呼ぶ。

それに対して本稿は次の2種類の刊本を主要な典拠とした。

- ◎ *Calendar of Entries in the Papal Registers, relating to Great Britain and Ireland, Papal Letters*, 12 vols.

以下これを『教皇令状簿』と呼び、*Letters* と略記する。

- ◎ *Calendar of Entries in the Papal Registers, relating to Great Britain and Ireland, Petitions to the Pope*, vol. 1.

以下これを『対教皇請願簿』と呼び、*Petitions* と略記する。

本稿の副題の“1198年から1471年まで”とは、この『教皇令状簿』の第1巻の上限から第12巻の下限までの期間である。他方の『対教皇請願簿』は遺憾ながらいまだに第1巻しか刊行されていないが、これからも必要な情報を収録した。

筆者はすでに拙稿(4)の末尾において、次の“検証課題その1”として司教補佐層における“聖務代行者への依存の実態”をあげていた。従って本稿は、その予告課題に関する筆者なりの当面の報告である。

[I]

『教皇令状簿』『対教皇請願簿』は、拙稿(4)においても『聖職者目録』とならんで主要な典拠であった。今回もまたこれらを、とりわけ前者の全12巻を主要な典拠とするのは、聖務のいわゆる代行者委任・代行者依存の実態に関してまだしも豊富な情報が集約されているからにほかならない。通時的・包括的な刊本史料としては、おそらくこれが最良の情報源であろう。そこでまずこれら2点の史料の性格あるいは両者の関係を確認しておこう。

『対教皇請願簿』の既刊分つまり第1巻の対象時期は1342年から1419年までの80年弱であり、これは『教皇令状簿』でいえば第3巻・第4巻・第5巻・第6巻のほかにも第7巻の一部にも及んでいる。とりあえず簡単な事例によって、両者の関係を概観しておきたい。

- [1] “John [de Stratford], archbishop of Canterbury. For^{a)} the reformation of a grant made by Benedict XII to^{b)} John Radulphi, of the diocese of St Davids, of^{c)} a canonry and prebend of …… in the collegiate church of Hegtredubury [Heytesbury] …… <The grant is made anew. Avignon, 2 Non. July 1342>”——*Petitions*, p. 1.

これは『対教皇請願簿』の第1頁からの引用であり、a)・b)・c)の印は説明の便宜のために筆者が補足したものである。この史料集では、それぞれの請願について最初に請願者の人名が明記される。このばあいでは例えばカンタベリ大司祭ジョンがそれである。a)の前置詞“for”の目的語が請願事項であり、ここでは前教皇からの認可に関して現教皇にその追認・更新を要請している。b)の前置詞“to”の目的語の人名はこの請願の受益者であり、聖デイヴィズ司教管区所属の聖職者ジョンのために大司教ジョンが請願者になっている。さらにc)印の前置詞“of”の目的語がこの認可の対象を示しており、この受益者が前教皇からヘイツベリ

俗共住聖堂において参事会員聖職禄の占有を認められていたことがわかる。〈 〉内の追記は、この請願が受容されて認可が更新されたことを示している。なおこの請願は、アヴィニョンにおいて“7月の第7日目の2日前に”つまり7月5日に決済されている。

- [2] “To John Radulphi. Provision of the canonry and prebend in Heytesbury …… 〈2 Non. July, Avignon, 1342〉”——*Letters*, III, 53.

これは『教皇令状簿』第3巻からの引用であり、〈 〉の追記は[1]の請願と一致している。前置詞“to”の目的語の人名は、この令状による認可の受益者を示している。ジョンは“provision”すなわち直接任命の形で現教皇から上記の参事会員聖職禄の継続占有を認可された。一方が“認可更新”を請願したのに対して、令状の文言は新規の“直任”を示唆している。しかしこれが実質的な認可更新を意味することには疑問がない。

では、次の令状はどのように解釈すべきか。

- [3] “To Talayrand [de Périgord], cardinal [priest] of St Peter’s ad Vincula. Provision of the prebend of …… in York. 〈2 Kal. July, Avignon, 1342〉”——*Letters*, III, 52.

この“直任”令状もまた何らかの請願に対して発給されたものか。

- [4] “*Motu proprio* the pope makes provision to. T. cardinal of St Peter’s …… of a canonry of York, with expectation of a prebend …… 〈Avignon, 2 Kal. July, 1342〉”——*Petitions*, p. 11.

冒頭に斜体字で“自分の発意によって”と書かれている。この“直任”は受益者あるいは後援者からの請願によらず、教皇自身の判断でなされたことを示している。従って『対教皇請願簿』のこの記録は厳密に言えば請願の記録ではなく、令状[3]が教皇自身の意向によって発給されたことの覚書であろう。『対教皇請願簿』には、このような覚書も少なからず散見される。しかし大半の令状は、請願を受理した上で発給された

ものであろう。

本稿の主題の代行者委任あるいは代行者依存も、大半は請願を受理した上で認可され、令状によって告知されたであろう。

[5] “Raynold Orsini (*de filiis Ursi*), papal notary, dean of Salisbury. For licence during three years to visit his deanery by deputy. <Granted for two years. Avignon, 14 Kal. Oct. 1347>”——*Petitions*, p. 128.

これも請願の記録である。願請者は“教皇の公証人”であり、またソールズベリ司教座の参事会長である。請願事項としては、この“参事会長管区を代行者によって訪問すること”すなわち彼自身の巡察義務を代行者に委任することについて、3年間の期限で教皇からの認可を求めている。

ここで“参事会長管区”とは、参事会長自身の巡察義務・権限に属する領域であろう。司教管区の巡察義務・権限は一般には司教補佐によって代行されるが、このばあいには参事会長自身がその“管区”に関する巡察義務・権限を行使したものとおもわれる。ともあれ『対教皇請願簿』ではこの事例からも知られるようにまず請願者の人名が記載され、請願事項がそれに続く。〈 〉内の追記では1347年の“10月第1日目から14日以前に”つまり9月18日に教皇がアヴィニョンにおいてこの請願に認可を与えたということであるが、代行は“3年間”の希望に対して“2年間”に短縮し限定して認可されている。

[6] “To Master Raynold Orsini (*de filiis Ursi*), papal notary. Indult to visit his deanery of Salisbury by deputy for two years, provided that the procurations do not exceed 30 silver *Tournois* by the day. <14 Kal. Oct. 1347>”——*Letters*, III, 251.

これは『教皇令状簿』からの引用であり、上記[5]の請願に対する認可告知の令状である。受益者は[5]の請願者自身である。認可事項は“indult”すなわち特別な権能の授与であり、請願書における“licence”

と同義で対応している。代行者委任の認可が上記の通り2年間に限定されている。

また3行目の“provided”以下の文言がこの認可の条件になっている。“procurations (≡procuraciones)”とは今日流に言えばまさに“接待費”であり、司教あるいは司教補佐の巡察を受ける側がこれを負担した。認可の条件とはこの“巡察応接費”の金額の上限を規定したもので、司教・司教補佐の現地滞在期間1日についてトゥール銀貨換算30グロ未満となっている。

[7] “To Master Raynold, cardinal deacon of St Adrian’s. Indult to visit his deanery of Salisbury by deputy for five years, and to receive procurations not exceeding 30 silver *Tournois* a day. <4 Non. May 1352>”——*Letters*, III, 458.

令状[6]の期限は1349年9月に満了したはずであるが、この令状では同一人物が枢機卿として記載され、同じ参事会長管区に関して1352年3月から5年間の代行者委任を認可されている。それ以前の1349年9月から1352年3月までの2年半については、『教皇令状簿』にも『対教皇請願簿』にも記録がない。またこの[7]の令状については『対教皇請願簿』に請願の記録が収録されていない。

[8] “To Raynold, cardinal deacon of St Adrian’s. Indult for five years from Christmas next to visit by deputy churches, monasteries, and other religious places in his deanery of Salisbury, and to receive procurations, in ready money (*pecunia numerata*), to the amount of 30 silver [*gros*] *Tournois* a day, twelve to the gold florin of Florence. <6 Id. Oct. 1371>”——*Letters*, IV, 168.

令状[7]の期限は1357年3月に満了したはずであるが、ここでは1371年10月からあらためて5年間の代行者委任を認可されている。このばあいにも認可期間に4年半の空白があり、その記録上の空白期間については実情が不明である。しかもこのたびもやはり『対教皇請願簿』に請願の記録がない。なおこの令状の末尾に、トゥール銀貨とフィレンツェ金貨と

の換算率として“12 対 1”という比率が示されている。

1) この枢機卿については、参考までにさらに 1 点の請願を引用しておこう。
 “Raynald [*sic*], cardinal of St Adrian’s. On behalf of his chaplain and proctor in the deanery of Salisbury, Philip Bernardini of Florence, doctor of canon law, for the canonry and prebend of Uppebury in Yetminster (*Vatemynstre*) [Prima]……〈Granted. Villeneuve by Avignon, 9 Kal. July 1358〉”——*Petitions*, pp. 330 f. 請願者は枢機卿自身である。配下の礼拝所司祭フィリップのためにソールズベリ司教座の参事会員資格とそれに付属する聖職禄の授与を請願し、くく内の追記によればその認可を受けている。ここで“proctor in the deanery of Salisbury”という文言は、令状における“deputy”と同義かと推定される。フィリップに参事会長職の代行を委任し、その報酬として参事会員聖職禄を取得しうるように、枢機卿の権威を背景として斡旋したものではないか。

以上 8 点の記録は司教補佐に関する史料ではないが、参考までに引用した。司教補佐については、まず 2 点の史料を例示しておこう。

[9] “Simon Briselee, dean of Lichfield. On behalf of his kinsman, Roger Neucroft, *archdeacon* of Northampton, for dispensation that, during five years in which he is occupied in his study at a university he may visit his archdeaconry by a proctor and receive the fruits of it. 〈Granted. Avignon, 14 Kal. July, 1349〉”——*Petitions*, p. 167.

請願者は司教座参事会長であるが、受益者はその親族でありノーサンブトン司教補佐である。しかるべき大学での勉学のために 5 年間の特別免除を要請している。

[10] “To Roger Neucroft, *archdeacon* of Northampton. Indult to receive the fruits of his benefice for five years, being non-resident. 〈14 Kal. July, 1349〉”——*Letters*, III, 325.

この令状が [9] の請願に対応することは、請願の追記の日付と令状の日付とから明らかである。請願では巡察義務を代行者に委任することのほかに“果実”を取得することについても認可を求めているが、令状では“非居住”を容認した上で“果実”の取得を認可している。文言に不一

致が見られるとはいえ、本人の“非居住”を容認した上で“果実”の取得を認めたのであるから、代行者委任も認可されたと見なすべきであろう。またここで“果実”とは、おそらく前出の“巡察応接費”にほかならない。さらに前出の [5]・[6] では“licence”と“indult”とが同義で対応していたのに対して、ここでは“dispensation”と“indult”との対応が見られる。ラテン語の原文自体で用語が相違していたのか、あるいは編者の訳語選択の際に相違が生じたのか、いずれとも不明である。しかしこれら3語が同義であることは明白であろう。

『対教皇請願簿』は司教補佐の代行者依存に関してほかに3件の記録を含んでいるが、これら3件については『教皇令状簿』の中に対応する記録がない。

- [11] “Michael de Northburgh, D.C.L. the king’s secretary and keeper of his privy seal. Whereas he has visited by himself and by deputy many churches in his archdeaconry of Suffolk, and has received fruits therefrom beyond his right, for remission of the same, and relaxation of sentences incurred. <Grant, and restitution of fruits unduly received is to be made …… 12 Kal. July, 1353>”——*Petitions*, p. 325.

これはまさに異例の記録である。請願者マイケルは本人が巡察したこともあれば、代行者に委任したこともある。問題は権限を超えて“巡察応接費”を徴収したことであり、ここでは不正取得分の返済と判決の軽減とを請願している。追記では返済も減刑も認められているが、これに対応する令状の記録がない。

- [12] “[Thomas Steward (*Senescalli*), natural son of the late Robert, king of Scotland, bachelor of canon law at Paris, and archdeacon of St Andrew’s, on behalf of himself]. That he, while at the university, may visit his archdeaconry by deputy, and receive money procurations for five years. <Granted. Id. Aug. 1395>”——*Petitions*, p. 325.

- [13] “John Steward (*Senescalli*), of royal origin. For faculty to

visit his archdeaconry of Dunkeld for two years by deputy, and to receive procurations. <Granted. 10 Kal. Jan. 1418>”——*Petitions*, p. 612.

この2件の請願者はいずれもスコットランドの王族であり、教皇から認可を受けたことになっているが『教皇令状簿』にはその記録がない。

ほかに司教や大司教についても、代行者委任に関する若干の事例をあげておこう。

[15] “Richard [Ledrede], bishop of Ossory [Ireland], present in the Roman court. Signification that on setting out on business against certain heretics in his diocese and their abettors, he was despoiled by them of all his personal and episcopal goods, and has remained so for many years, so that he has not wherewith to live or carry on his business before the pope. Seeing then that his diocese on account of the said heretics sorely needs visitation and correction, he prays the pope to allow him to visit the churches and monasteries of his diocese by a *proctor* and commissaries, who shall receive due and accustomed procurations …… <Granted. Avignon, 15 Kal. Sept.>”——*Petitions*, p. 115.

請願者はアイルランドのオサリ司教で、ローマ聖庁に滞在している。オサリ司教管区で異教徒の反抗があり、資産を奪われて生計維持が困難になっている。しかし異教徒の反抗が続いていることからして巡察は不可欠であり、その巡察を代行者へ委任したいということである。斜体字の語彙がその代行者を意味する。

[16] “To John [de Stratford], archbishop of Canterbury. Indult for five years to visit his province of Canterbury in any order he pleases, although he has begun but not completed visitation of the city and diocese of Norwich, and also to visit any part of any diocese without completing the visitation of the diocese, and to receive the customary procurations. <5 Kal. May, 1348>”——*Letters*, III, 269.

令状の受給者はカンタベリ大司教である。大司教管区の巡察の順路に関

して自由裁量が容認された。これまでにノリヂ司教管区の巡察を終えていないが、それが未了のままでも新たに順路を決定することが認められている。これには代行者委任の文言がない。では大司教自身が巡察するということか。

- [17] “The same [John de Offord], archbishop elect of Canterbury. That he may visit churches and monasteries by deputy during five years. <Granted for one turn. Avignon, 13 Kal. Dec. 1348>”
——*Petitions*, p. 143.

前大司教が8月に死亡し、9月に教皇が新大司教を直任した。これは新大司教からの請願である。代行者委任の認可を要請し、追記によれば“一巡”に限定して認可されている。前大司教もまた代行者委任の意向ではなかったか。

* * * *

この節では『教皇令状簿』と『対教皇請願簿』との双方から合計17件の記録を引用し、記載内容を検討しながら双方の関係にも言及した。この節の結論としては、以下の諸点があげられる。

- 第1点 教皇令状の大半は対教皇請願に基づいて発給されることからして、令状簿・請願簿の双方に対応する記録をもつものが少なくない。
- 第2点 しかし問題を司教補佐の代行者委任・代行者依存に限定すれば、請願簿の記録は僅少に過ぎず、そのうちで令状簿の記録と対応するものはわずかに1対に留まる。
- 第3点 司教補佐の代行者委任・代行者依存については令状簿の方には多数の記録があるとはいえ、請願簿に認可の記録があっても令状簿に認可の記録がないという事例もあり、その事実からすれば令状簿それ自体がすべての令状を網羅しているとはいいがたい。
- 第4点 なお代行者委任・代行者依存は単に司教補佐に限らず、司教・大司教や司教座参事会長にも見られた。

次節では令状簿の記載をさらに詳細に検討するが、その際にはとりわけこの第3点を念頭におかなくてはならない。要するに令状簿に発給の記録がないとしても、そのことは令状それ自体の不存在の証明にはならず、記録で確認しうるのはこのばあいもまた氷山の一角であるかも知れない。逆に氷山の一角であれば、それだけに入念な検討が必要になるろう。

[II]

この節では、司教補佐の代行者委任・代行者依存の実態に関して『教皇令状簿』からさらに若干の特徴的な記録を引用しよう。とりあえずは『対教皇請願簿』の第1巻に対応するものとして、主として『教皇令状簿』第3巻・第4巻・第5巻・第6巻からの引用であり、参考までに第7巻からも引用する。特徴的な記録とは、文言に何らかの特色があるものを意味する。

§1 請願の存在

まず次の5点の令状は、いずれも『対教皇請願簿』において請願の記録を欠くものであるが、令状それ自体の文言から請願の存在が裏づけられる。

- [1] “To John Barber, archdeacon of Aberdeen [Scotland]. (1) Indult at the petition also of Robert, king of Scotland, (2) to visit his archdeaconry by deputy, (3) when engaged in the service of that king, or when hindered by age or infirmity, (4) and to receive the due procurations in ready money to the daily amount of 30 silver [*gros*] *Tournois*, (5) 12 to the gold florin of the *camera*, (6) with the usual clause in favour of those who cannot pay in full or at all. (1387)”——*Letters*, IV, 254.

受給者はスコットランドのアバディーン司教補佐である。説明の便宜のために(1)から(6)まで6項に分割した。まず(1)によれば、この令状は本人およびスコットランド国王からの請願に基づいて発給されたとい

う。(2)の代行者委任の文言は、前節で引用した令状と比較して、基本的に同様である。主要な相違点は、まず(3)の文言すなわち認可の有効期間である。この令状ではそれを年数で限定せず、国王への“勤務が続く限り、あるいは高齢・病弱のばあい”という表現になっている。(4)は“巡察応接費”の規定であるが、これは他の令状と基本的に同様である¹⁾。(5)の“聖庁会計院のフローリン金貨”とは、他の令状の“フィレンツェ金貨”と同義であろう。トゥール銀貨との換算率がフィレンツェ金貨と一致している。(6)の文言の意味については後述する。

1) 前節の引用 [15] では “due and accustomed procurations” と書かれ、ここでは “due procurations” となっている。ほかの事例では “moderate procurations” (*Letters*, IV, 452.) と、また “usual procurations” (*Letters*, V, 202.) と書かれているが、後者には “to the daily amount of 30 silver [gros] *Tournois*, at the rate of 12 to the gold florin of Florence” という通常の文言が続いていることからして、これらの形容詞の有無にかかわらず、“巡察応接費”の1日当りの金額は上限において一定していたものとおもわれる。

[2] “To Roger (*sic*) Corynghan, archdeacon of York, S.T.M. …… the indult granted to him, *at the petition also of king Henry*, whose confessor he was …… to visit his archdeaconry for five years by deputy, etc. …… <14 Kal. Jan. 1406>” — *Letters*, VI, 106.

[3] “To Richard Kynggiston [Kingston], archdeacon of Colchester in London. …… indult granted to him, *at the petition also of king Henry*, treasurer of whose household he was …… <14 Kal. Jan. 1406>” — *Letters*, VI, 106.

斜体字の文言は、これら2件の令状がいずれも本人およびイングランド国王ヘンリ4世からの請願に基づいて発給されたことを示している。前者ロジャは“国王の聴罪司祭”であり、後者リチャードの“treasurer of the king's household”とは“treasurer of the exchequer”つまり財務府長官ではなく、国王の納戸庁長官すなわち“keeper of the wardrobe”である。両者ともに国王の側近であり、国王が側近者のために教皇へ請

願書を送っている。

- [4] “To John de Boiry, archdeacon of the Vexin Normand (*Vulgasini Normanni*) in Rouen, S.T.M. Indult, *at the petition of himself and of Catherine, queen of England*, whose confessor he is …… (1423)”——*Letters*, VII, 272.

これはノルマンディの司教補佐に関する事例であるが、このばあいはいはイングランド王妃が側近の聴罪司祭のために請願書を送っている。仮に『対教皇請願簿』に記録があれば、このようなばあいには前節の引用 [9] と同様に “On behalf of her confessor, John de Boiry ……” という文言になろう。

- [5] “To William Chichele, archdeacon of Canterbury. Indult, at his petition and that of Henry [Chichele], archbishop of Canterbury, who says that William is his nephew, to visit during five years his archdeaconry by deputy, *whenever the time of visitation approaches and he is engaged in the service of the said archbishop* …… (1421)”——*Letters*, VII, 177.

カンタベリ大司教ヘンリがその甥すなわちカンタベリ司教補佐ウィリアムのために請願書を送っている。認可の有効期間は5年間であるが、この令状では斜体字の部分に注目しておきたい。代行者委任は、その5年間にいてすら“巡察の時期が切迫してもなお大司教のもとで勤務に従事しているばあいに”許容されるという。これを逆にいえば、本人の巡察が可能なきには本人自身がその責任を遂行せよ、ということになる。この事例は、認可の条件を明記している点でむしろ異例である。

§ 2 司教補佐管区の巡察

では “to visit his archdeaconry” とは、すなわち “司教補佐管区を巡察する” とはどのようなことか。

- [6] “To Peter [Gomez d’Albornos] cardinal priest of St Praxed’s. Indult for five years from Christmas next, to visit by deputy

churches, monasteries, and other ecclesiastical places in his archdeaconry of Northampton, and to receive procurations, in ready money to a daily amount not exceeding 30 silver [gros] Tournois at the rate of twelve to a gold florin of Florence. (1372)"——Letters, IV, 173.

この記録では“司教補佐管区”が“司教補佐管区内の聖堂・修道院およびその他の教会施設”と表現されている。またこの記録は、認可の有効期間について“次のクリスマスから”として起算の時点を示している点でも注目される²⁾。

2) “..... for five years from the date of these presents <3 Non. Oct. 1372>”——*Letters*, IV, 178. この事例では、令状の発給の日付すなわち1372年の10月7日の3日前つまり10月5日から5年間となっている。

[7] “To Bartholomew [Oleario] cardinal priest of St Pudentiana’s. Indult for five years to visit by deputy churches, monasteries, and other ecclesiastical places and the *persons thereof*, in his archdeaconry of East Riding (1391)”——*Letters*, IV, 384.

この記録では施設のみならずそれらに所属する“人”にも言及されており、巡察対象の“司教補佐管区”とは管区内の施設と人との双方を包括していることがわかる。なおこの“人”が施設所属の聖職者だけに限定されるか、あるいは各施設の所管領域の俗人をも含むか、この文言だけでは即断しえない。しかし筆者としては、当面これを広義に解釈しておきたい。

§ 3 巡察の日程・件数

では司教補佐管区の巡察はどのような日程で実施されたか。

[8] “To John Bampton, archdeacon of Lewes in Chichester. Indult for life to visit his archdeaconry by deputy, and receive procurations, *even more than one on each day*, in ready money. (1402)”——*Letters*, V, 518.

ここではまず斜体字の文言に注目しよう。1日に1件以上の巡察応接費

を徴収することも許容されている。なおこれは、認可の有効期間を“終身”としている点で本稿では初出である。

[9] “…… to visit his archdeaconry by deputy, and on one day in ready money several procurations. (1413)”——*Letters*, VI, 379.

[10] “…… to visit his archdeaconry by deputy and receive on one day in ready money more than one (*plures*) procuration, even three or four. (1413)”——*Letters*, VI, 378.

いずれも1件以上の徴収を許容している。では1件以上の徴収とは何か。

[11] “…… to visit his archdeaconry by deputy, (1) even three or four churches a day, (2) and to receive procurations in ready money, even if desired to be paid in kind (*in esculentis*). (1414)”——*Letters*, VI, 496.

この(1)に記載の通り巡察応接費の徴収件数が1日について1件以上でもよいというのは、巡察が1日に複数の施設にわたることも許容されていたことであろう。また(2)は“現金”での徴収を容認し、しかも(3)においては“現物(食糧)納入の希望があるときでも”と明記している。現金か現物かの選択は、徴収権者に委ねられたことであろう。

[12] “…… even six or more churches a day …… (1414)”——*Letters*, VI, 509.

わずか1日でこれほどの巡察が可能であるためには、巡察対象の施設が近距離の範囲に集中していることが条件になろう。また1件について短時間の査察で足りるというのは、その施設が小規模聖堂か小規模礼拝所かのいずれのばあいであろう。後出の記録[13]では、許容限度が10件になっている。

§ 4 巡察応接費の性格

『教皇令状簿』の記録では、たとえば[11]や[12]のように巡察応接費の金額を明記していないことも少なくない。それは令状原本に記載され

ていないからか、あるいはこの刊本の編者が省略したからか、いずれとも判定しえない。しかしこれまでの引用から知られるように、金額の記載があるときには例外なしに“30 グロ”の数字がみられ、また“12 グロでフィレンツェ金貨1フローリン”という換算率が明記されている。そのことは必ずしも外国通貨での徴収を意味するものではなく、当然のことながら現地通貨での納入も許容されたであろう³⁾。

3) フローリン金貨との換算率については、断片的ながら次の記録がある。① “252 l. 12 s. 6 d. as the equivalent of 1515 florins (1391)”——*Letters*, IV, pp. 386. ② “260 l. sterling as the equivalent of 1515 gold florins (1391)”——*Ibid.*, 410 f. ③ “at the rate of 5 florins a mark (1392)”——*Ibid.* 451. 1ポンドが①②では6フローリン弱になり、③では7.5フローリンになる。1ポンドを6フローリンとすれば、トゥール銀貨30グロとはほぼ0.4ポンドに相当する。

この金額は何を意味するか。

[13] “…… Indult for life to visit his archdeaconry by deputy, and receive procurations, even ten on one day, in ready money, provided that *each* procurations do not exceed the sum of 30 silver [gros] *Tournois*, 12 to the gold florin of Florence. (1402)”——*Letters*, V, 518.

この記録では、1日当たり10件までの巡察が許容されている。しかも斜体字の文言からして、巡察応接費の金額が“1件当たり”のものであることもわかる。またその金額が1日当りの“上限”に関する規定であることは、すでに前節の引用[6]で説明されていた。従ってこの[13]においては、極端に言えば1日10件で合計300グロまでの徴収が許容されたことになる。巡察担当者の1日当りの飲食物は、巡察件数が10件になったとしても実際の消費量において10倍にはなりえない。1日当りの巡察件数を増やすこと、また現物の供應を貨幣で代納させることには、輸送の便宜のほかに実質的な増収策としての利点もあったとおもわれる。

巡察応接費の“上限”なるものには、富裕な聖堂と貧困な礼拝所とで差異があったとおもわれる。しかし『教皇令状簿』からはその実態を知

りえないので、ここでは次の記録の存在を示すに留めよう。

[14] “To Angelus [Acciaiuoli] cardinal priest of St Laurence’s in Damaso [papal legate to Hungary and neighbouring parts]. Indult for six years to visit his archdeaconry of Exeter by deputy …… / The pope’s intention is that those who cannot pay in full are not to be compelled to pay beyond their means, and that those who can pay nothing are not to be compelled to pay anything. (1402)”——*Letters*, IV, 315.

前半はほかの記録と基本的に同様であるが、斜線以下の文言は注目にあたいする。そこでは教皇の意向として徴収者に強制を禁止し、先方の支払能力に対する適切な配慮を求めている。本節の引用 [1] には“(6) with the usual clause in favour of those who cannot pay in full or at all” という文言があった。貧困な施設への配慮の指示が“通常の条項”であるというからには、原令状の相当数にこの条項が付記されていたものとおもわれる⁴⁾。

4) “…… with the usual clause in favour of those who cannot pay in full or at all. (1388)”——*Letters*, IV, 255. 第3巻から第7巻までについては、ほかにこの1例だけが知られる。

このような条項の存在は、逆に過剰な徴収の存在を示唆する。前節の引用 [11] では、マイケルが“権限を超えて果実を徴収”していた。そのような巡察権限の乱用については、第3節であらためて言及する。

§ 5 代行者委任の理由

巡察義務の代行者委任は、司教補佐に限らず高位聖職者に広範に見られる。ではその委任の理由について『対教皇請願簿』や『教皇令状簿』においてはどの程度に確認しうるか。遺憾ながらこれらの文面には、委任理由が必ずしも常に明記されているとは限らない。たとえば § 4 の 7 点の引用にしても、理由の記載が皆無である。わずかに最後の [14] につ

いてのみ、令状受給者がハンガリとその周辺地域への教皇特使であることが知られ、また現職の枢機卿であることからして、代行者委任あるいは代行者依存の理由がこれら要職の兼任にあったものと推定される。なおこの人物が教皇特使であったことは、記録本文からではなく、わずかに編者による[]内の補足から知られるに過ぎない。

前節の引用についていえば、まず [9] において認可の有効期間は大学での学習期間であるといわれ、この記載が委任の理由を推定させる。同様の推定は [12] についても可能であり、そこでも有効期間が大学在学中となっている⁵⁾。

5) “To Robert FitzHugh, archdeacon of Northampton …… Indult …… who is of baronial race and is studying theology at Cambridge …… (1422)” — *Letters*, VII, 210. これも同様である。

本節の引用では、最初の [1] において国王への“勤務が続く限り、あるいは高齢・病弱のばあい”という記載がある⁶⁾。

6) “…… Indult for five years …… whilst in the service of king Henry or hindered by sickness or any other lawful impediment …… (1418)” — *Letters*, VII, 49. これにも同様の記載があり、さらにその他の何らかの“適法な障害”にも言及されている。

ほかに [2] のロジャについては国王の聴罪司祭の身分が明記され、その任務それ自体が代行者依存の理由を推定させる。同様に [3] におけるリチャードは国王の納戸庁長官であり、また [4] のジョンは王妃の聴罪司祭である。さらに [5] のウィリアムは大司教のもとでの勤務継続が代行者依存の理由かと推定される。

理由として高齢が明記されている事例を追加しておこう。

[15] “…… Indult, he being a sexagenarian and of feeble body …… (1421)” — *Letters*, VII, 198.

[16] “…… Indult …… who is broken with age and stricken with

divers perpetual infirmities …… (1422)”——*Letters*, VII, 211.

前者は 60 歳代で体力が衰えているといい、後者は高齢による衰弱と慢性疾患の合併症状とをあげている。

[17] “To John Lideford, archdeacon of Totnes in Exeter. Grant that the indult granted to him by Innocent VII …… [in 1406] …… as having completed his hundredth year, for seven years …… by deputy …… shall hold good; notwithstanding that at the said date he had not completed his hundredth year, although he is now a septuagenarian or almost, and that by reason of his infirmities he cannot visit his archdeaconry. (1407)”——*Letters*, VI, 112.

このジョンは百歳を超えたものとして 1406 年に教皇から代行者委任の認可を受けており、翌年にその認可が更新された。問題は後半の文言である。百歳を超えたというのは事実誤認であるが、すでに 60 歳代に及んで病弱であることが認められ、認可が更新されたという。

最後に特異な事例を 1 点だけ追加する。

[18] “To John Thorp, archdeacon of Suffolk in Norwich. Indult for three years …… by deputy, he suffering so much tribulation from the temporal power that he dares not do so in person …… (1407)”——*Letters*, VI, 112.

俗人から危害を受けて、司教補佐本人の巡祭を見合わせたいということである。

* * * * *

この節では、記録の文言に何らかの特色があるものを選んで、5 項目の視点から代行者への委任・依存の実態を素描した。ここでは最後の“代行者委任の理由”に限定して簡単な総括を述べておきたい。

- 第 1 点 まず記録のあり方としては、すべての記録に委任・依存の理由が明記されているとは限らず、またすべての記録について理由の推定が可能であるとは限らない。いいかえるとむし

る大半の記録は、理由を推定させるような情報を含まない。

- 第2点 理由が明記されあるいは推定されるものでは、まず枢機卿や教皇特使などの要職の兼任があり、また大学在学も理由たりえた。国王・王妃や大司教などへの勤務を理由とするものもあり、高齢・病弱もその理由たりえた。特異な事例としては、俗人からの危害も指摘されている。要するに代行者委任・依存の理由はきわめて多様であった。

では第2点で列举された事項は、委任・依存の理由のすべてであるか。また第1点で指摘の通り、大半の記録が理由を明記していないのは何故か。

近年の一連の拙稿については、本稿の冒頭に表示しておいた。筆者はそのうちの拙稿(4)の(中)において、司教補佐に限らず高位聖職者が他の聖職を兼任すること、つまり複数聖職兼任の実態を検証した。第6節・第7節がそれである。要するに司教補佐級の高位聖職者においては、複数聖職の兼任がむしろ通例ですらあった。

それにもかかわらずこれまでの調査では、代行者依存の理由として他の聖職の兼任を明記したものが皆無である。前出[14]の枢機卿は、おそらく枢機卿であること自体からして、またハンガリ等の教皇特使を兼任していることからしても、イングランドの司教補佐管区の巡察が不可能であった。しかしこの事例にしても代行者依存の理由については明記せず、わずかにそれを推定させるに過ぎない。

すでに枢機卿であるもの、また教皇特使を兼任するほどの人物は、そのほかにも複数の要職を兼任している可能性が高い。そのような人物にとっては、イングランドの司教補佐職などはせいぜい補助的な収入源に過ぎない。本人がイングランドにまで出向いて司教補佐管区を巡察する可能性がきわめて低いこと、あるいは巡察の意志や余裕をもたないことは、ほかならぬ教皇自身も当初から熟知していたはずである。本人自身の巡察は、おそらく当初から期待されていなかったであろう。

枢機卿には遠く及ばないとしても、富裕な司教座の参事会長もまた貧

困な司教補佐職を兼任することがある。そのようなばあい、主要な関心はおそらく参事会長職に向けられよう。一方の司教補佐職はやはり追加の収入源に過ぎず、その管区の巡祭は代行者に委任されかねない⁷⁾。それのみか参事会長職それ自体についても、たとえば国王のもとで勤務などを理由として、代行者へ委任される可能性がある⁸⁾。

7) “To William Say, *dean* of St Paul’s, London. Indult for life, at his own petition and that of Edward king of England, to visit by deputy the churches etc. in his *archdeaconry* of Northampton …… (1465)”——XII, 490. この人物はすでにロンドン司教座の参事会長であり、この令状受給の前年からノーサンプトンの司教補佐職を兼任していた。しかも補佐管区の巡祭に関しては、代行者委任が認可されている。

8) 参事会長の代行者委任については、前節の引用 [5] [6] [7] [8] 参照。

代行者委任の理由として複数聖職兼任が記録に明記されることは、なるほど皆無である。しかしそれが明記されないということは、必ずしもそれが理由になりえないということを意味しない。上記の枢機卿のばあいのように、おそらく当初から代行者依存を前提として教皇から司教補佐職の占有を承認されていたとすれば、代行者委任の承認を請願する際に、あえて理由を明示する必要がなかったであろう。逆に高齢・病弱を明記しているのは、認可請願の理由を補強したものといえないか。いずれにせよここでは、代行者委任と複数聖職兼任とが表裏不可分の関係にあったものとの推定を述べておきたい。

[III]

では司教補佐の代行者委任・代行者依存に関して実際にはどの程度の件数が検出されるか。その件数の確認に先だって、この節では巡察権限の乱用に関する記録を引用し検討しておきたい。まず引用 [1] は一片の記録であるが、説明の便宜のために細分した。

[1] “(1) To the same [Alexander Tottingham, bishop of Norwich].

Mandate to summon John Thorp, archdeacon of Suffolk,

この令状はノリヂ司教アレグザンダに対して発給されたもので、配下のサファク司教補佐ジョンの召喚を指示している。

(2) who ———— has for about ten years absented himself from the church, city and diocese of Norwich, hiding (*latitando*) in divers and sometimes in exempt places where he could not be easily summoned or cited by the bishop,

ジョンの罪状が述べられている。彼はほぼ10年間にわたってノリヂ司教座聖堂・ノリヂ市・ノリヂ司教管区には不在で、各所に潜伏し、しかも潜伏場所がときには免属領域すなわち司教の裁判管轄権からの治外法権領域であって、司教の召喚権限が及びえなかったという。なお引用文中の点線の部分は [1-2] において全文を示して解説する。

(3) and taking, by deputies charged with feigned visitation, from churches, monasteries and other ecclesiastical places in his said archdeaconry, not due and moderate, but much greater procurations in ready money.

罪状の指摘が続く。不在・潜伏の期間にも代行者に命じてサファク司教補佐管区の巡察を不正に続行させ、現金で巡察応接費を徴収した。しかもその金額は適正額を超えるものであった。

(4) If the bishop find the above to be the case, he is to declare the said archdeacon to have incurred the penalties *promulgated in the said Council and constitutions*,

これ以下が指令である。召喚・審問の結果として上記の罪状に事実誤認がないと判定されたときは、ジョンに対して有罪を宣告せよという。斜体字の部分ではその処罰の根拠規定が明記されている。後出の [1-2] がそれである。

(5) and is to compel him to restore the double of what he has taken, *proceeding by ecclesiastical censure etc.*¹⁾

ジョンが不正に徴収した金額については、その2倍を返還させることが指示されている。斜体字の文言については注1)で説明する。

(6) If John be resident without the city and diocese, the bishop shall cite him by his sealed letters patent publicly posted on the doors of his church, which citation shall be as binding as if served in person. (1412)”—*Letters*, VI, 311.

最後に、ジョンがノリヂ市・ノリヂ司教管区に居住していないばあいの処置が書かれている。ジョンを召喚するための手続きとしては、まず開封令状を作成してそれに司教の印章を押捺し、それを司教座聖堂の扉に公示する方法が指示されている。しかもその召喚手続きには、令状が本人自身へ送達されたばあいと同一の効力が与えられた。

1) 最後の“etc.”は定型の文言の短縮表現である。他の令状には次の文言が見られる。いずれもやはり『教皇令状簿』第6巻からの引用である。“to execute the above sentence, *proceeding* by ecclesiastical censure, and invoking, if necessary, the aid of the secular arm.” (p. 53)/“*compelling* by ecclesiastical censure without appeal” (p. 207)/“to hear it and to decide the suit without appeal, *causing* by ecclesiastical censure his decision to be observed.” (p. 237)/“to …… hear and decide the cause, without appeal, *enforcing* his decision by ecclesiastical censure.” (p. 366). これらの斜体字の文言はいずれも同義であろう。要するに教会法の手続きによる強制権限を付与する文言であり、必要とあれば世俗の武力に助勢を求めることも許容されている。またその強制権限の発動に対しては、上級審への上告を認めず、司教の自由裁量か認められている。

令状本文は以上で、次に点線の挿入部分を引用する。なお注2), 3), 4)は、原文では割注になっている。

[1-2] “—— (1) as the pope has learned, contrary to the statute of the [second] Council of Lyons²⁾ providing that all who, on account of procuration due for visitation, exact money or take it [even] from the willing [rectors],

まずこの挿入部分は、教皇庁への上申事項を反復・要約したものである。容疑事実の第1点は、第2回リヨン公会議の決定に対する違反とい

うことで、その決定とは巡察応接費の名目で金銭を徴収したものに關する規定である。巡察先の司祭が自発的に提出したばあいですら、金銭での徴収を違法としたものである。

(2) or otherwise violate the constitution of Innocent IV³⁾ about not receiving procurations in money etc., should be bound to restore within a month double the amount taken, under pain, in the case of a patriarch, archbishop and bishop of personal interdict, and in the case of inferiors of suspension;

またこの公会議決定は、インノケンティウス4世の教皇令の違反者をも対象とするもので、この教皇令はやはり巡察応接費を金銭で徴収することを禁止している。いずれにせよ公会議決定の違反者には、まず1か月以内に徴収額の倍額を返還させ、しかも違反者が総大司教・大司教・司教であれば対人聖務禁止の処分を受け、司教級以下のものであれば聖務停止処分の対象になるという。ジョンは司教補佐であるから、聖務停止処分の対象になろう。

(3) contrary also to the constitution of Boniface VIII⁴⁾ allowing patriarch, archbishops, bishops and other lawful visitors to receive from willing rectors money, but not to receive more than one procuration a day, whether he visit one place only or several ——”

容疑事実の第2点は、ボニファキウス8世の教皇令に対する違反である。この教皇令は、巡察先の司祭が自発的に同意したときには金銭での徴収を容認するものである。しかし巡察の件数が1日2件以上であっても、徴収の件数は1日1件に限定されている。

2) *Concil Lugdun II, Constitutiones, No. XX, De censibus et procuracionibus*, Labbe, *Concil. XIV* (ed. Venice, 1731), col. 536.

3) *Sext. Decretal. III*, 20, 1, § 5.

4) *Sext. Decretal. III*, 20, 3.

[2] “*Revocation of the grant lately made to John de Nortyngham*

(sic) [Nottingham], archdeacon of Nottingham (*Nortynghamie*) in York, (1) to visit for life, even by deputy, churches, monasteries, and other ecclesiastical places in his archdeaconry, more than one at a time, and to receive two, three, four or more procurations in one day, even in ready money; (2) he having, under pretext thereof, long burdened ecclesiastical persons by money exactions (3) without performing the office of visitation. (1414)"
—*Letters*, VI, 411.

この記録は最初の斜体字の文言から知られるように、既存の認可の取消しを通告する令状である。(1)は既存の認可事項を反復したもので、書式においてはこれまで一連の引用と比較して顕著な相違がない。しかし内容においては、1日に複数件の巡察を容認し、また1日複数件の巡察応接費の徴収を許容しているほか、現金での徴収も否認していない。前出[1-2]のインノケンティウス4世の教皇令は、原則として現金での徴収を禁止していた。またボニファキウス8世の教皇令は、巡察先の聖堂区司祭の“自発的同意”を前提として現金での徴収を容認し、その一方で徴収件数は巡察件数にかかわらず1日1件に限定していた。ノティンガム司教補佐ジョンに対する既存の認可は、これらの規制をすべて緩和していたことになろう。

この事実は何を意味するか。教皇令による一連の規制はあくまでも原則を述べたもので、教皇に対して個別に請願し、それが認可されたときには緩和されるということであろう。要するに規制があるから緩和の請願があり、緩和の認可は教皇庁に相応の認可料収入をもたらしたと推定される。

さらに(2)によれば、巡察応接費という名目のもとに長期にわたって現金徴収が続行されながら、(3)では巡察という聖務が遂行されていないという。代行者依存は(1)において“終身”の期限で認可されていた。代行者による巡察すら実施されないにもかかわらず、巡察応接費という名目の現金徴収が強行されたという。それがまさに認可取消しの理由であろう。

* * * * *

巡察権限の乱用に関する記録は、『教皇令状簿』の第3巻から第7巻までの5巻を通じてわずかにこの2点に留まる。しかしそのことは、違反が2件に留まったことを意味しない。発覚しながら記録されない違反もあろう。また発覚しなかった違反もあろう。この2件は、まさに氷山の一角と考えておこう。

〔未完〕